

令和3年分 所得税と市・県民税の申告はお早めに！



問 税務課 市民税係 ☎75-2126 佐賀税務署 ☎32-7511

所得税と市・県民税の申告相談会を開催します。所得の申告は、市・県民税の課税資料だけではなく、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定、所得証明書などを交付するために必要な資料となります。所得があるのに申告しなかったり、期間を過ぎてから申告したりすると、所得税に延滞税などが加算される場合があります。

佐賀税務署での申告

■スマホ申告会 ～スマホ申告未経験向けの申告会を行います～

令和3年分から、スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すると、金額や支払者情報が自動で入力されるようになり、電子申告がさらに便利になりました！

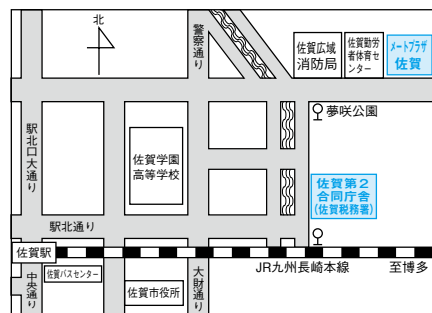
給与、年金所得者でスマホを持っていて、スマホ申告未経験の人は、ぜひご利用ください。

※確定申告に必要な書類を持って来てください

会 場	期 間	受付時間	連絡先
佐賀税務署	2月1日(火)～2月15日(火)	平日9時～16時	☎32-7511(佐賀税務署)

■通常申告 (会場開設期間)

会 場	期 間	受付時間	連絡先
メートプラザ佐賀	2月16日(水)～3月15日(火)	平日9時～16時 ※2月20日(日)と2月27日(日)は受け付け	☎32-7511 (佐賀税務署)



スマホ申告会や申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。整理券は当日、会場で配付されますが、配付状況に応じて、受付時間よりも早めに終了し、後日の来場をお願いすることがあります。申告期間終了近くに多くの人が来場された場合、期限内に申告できないことがありますので、なるべく早めに来場してください。

なお、2月16日(水)からの入場整理券は、LINEアプリによる事前発行もできます。くわしくは、国税庁ホームページをご覧ください。



多久市役所での申告

主に農業申告や簡易な内容の申告相談を受け付けています。土地・建物、株の売却などの申告相談は、佐賀税務署で行ってください。

会 場	期 間	受付時間	連絡先
大会議室東(4階)	2月16日(水)～3月15日(火)	平日9時～16時 ※3月6日(日)は受け付け	☎75-2126 (税務課市民税係)

■所得税の還付申告は1月4日(火)から税務署で受け付けを始めます

還付申告は、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けることで、すでに納付した税金の返還を受けるための申告です。申告期間になると、混雑することも予想されますので、早めに申告してください。

— 多久市役所でのスマホ申告説明会 —

給与・年金収入がある人を対象に、市役所でスマホ申告説明会を行います(※要予約)。
確定申告に必要な書類を持って来てください。



会 場	期 間	開催時間	予約・連絡先
大会議室西(4階)	1月28日(金)	①11時～12時 / ②13時～14時	☎75-2126 (税務課市民税係)

※各回先着20人です

※くわしくは、班回覧の「スマホ申告説明会」をご覧ください